

株 主 各 位

第5期定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社ネットプロテクションズホールディングス

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制については、基本的には企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内の全ての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、当社では内部統制システムを整備しています。

当社の内部統制システムに関しましては、法令・定款の遵守と、業務の効率性・適正性等の確保のため、以下のとおり、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。この方針に基づく内部統制システムの運用を徹底するとともに必要に応じて改善を行い、一層実効性のある運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」との経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
- (2) 当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。
すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス基本方針」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「コンプライアンス通報規程」によるコンプライアンス通報制度を運用する。
- (4) 当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
- (5) 当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力について、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- (2) 当社グループは、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査室によるモニタリングの下で、定期的にリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。
- (2) 当社グループでは、グループ経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社の常勤取締役及び常勤監査等委員は、連結子会社の常勤取締役及び常勤監査役を原則兼務する。
- (3) 連結子会社の取締役会で決議する事項については、原則として当社の取締役会に報告する。ただし、重要事項については当社の取締役会に付議する。
- (4) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
- (2) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
- (2) 監査等委員補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査等委員会と事前協議をして同意を得るものとする。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならない、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査等委員に報告し、制約の排除を求めることができる。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制
その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長は、
 - ① 当社グループの信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ③ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
 - ④ その他①～③に準ずる事項

について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとする。

- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
- (3) 監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。

(4) 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとする。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- (1) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

10. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員が会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
- (2) 監査等委員は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役会に求めることができる。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (4) 監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (5) 監査等委員は、監査等委員会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行について

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）8名のうち5名を社外取締役として選任しており、社外取締役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っています。なお、2022年6月29日開催の第4期定時株主総会における選任以降、取締役候補者の選任は、任意で設置し代表取締役から独立した指名・報酬委

員会の答申に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっています。

- (2) 定例取締役会を12回開催したほか、臨時取締役会を7回開催し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告のみにとどまらず、重要事項（事業戦略、資本政策、サステナビリティ等）の審議を行っています。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実、議事進行の工夫等により、活発な意見交換がなされるように努めています。

2. コンプライアンス及びリスク管理体制について

- (1) 四半期に1回及び必要に応じて、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員が出席するコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項について共有及び協議を行っています。
- (2) 当社グループ全体を対象として、コンプライアンス関係規程（コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程、コンプライアンス通報規程、反社会的勢力対応マニュアル、内部管理規程等）を制定し、これらを当社グループ役職員に対して周知するとともに、当該規程に基づいて運用を行うことで、グループ全体の内部統制が図られるように努めています。
- (3) 当社グループ全役職員を対象としたコンプライアンス研修（入社時のセキュリティ等研修、インサイダー取引に関する研修、年次研修等）を実施し、当社グループ役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- (4) 当社グループ各社のコンプライアンス違反やその可能性がある行為について、当社グループ全役職員が当社所定窓口（常勤監査等委員及び外部法律事務所）に直接通報を行えるコンプライアンス通報制度を整備のうえ、当社グループ役職員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めています。
- (5) 四半期に1回及び必要に応じて、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員が出席するリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの把握、評価、目標の設定、対策の策定、緊急時の対応手順の決定、並びにリスク管理体制の構築及び見直しに関する事項について、共有及び協議を行っています。

3. 内部監査の実施について

代表取締役直属の内部監査室が、当社及び当社グループ会社の業務運営や法令遵守の状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、当社及び当社グループ会社を対象として内部監査を実施しています。内部監査の結果は、代表取締役、監査等委員会、及び取締役会に報告が行われています。

4. 監査等委員の職務の執行及び監査について

- (1) 監査等委員会を13回開催したほか、監査等委員会において決定した監査計画に基づき、実地監査や当社役職員への意見聴取を実施しています。また、19回開催された取締役会に出席のうえ、適時に意見等を述べています。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行うことで、監査機能の強化及び向上を図っています。
- (3) 常勤監査等委員は、当社及びグループ会社にて開催される常勤役員会（常勤役員及び常勤役員が必要と認める関係者により構成される情報共有や協議、及び取締役会付議事項の審議を行う会議）等に参加し、代表取締役等の職務執行の状況を確認しています。また、常勤監査等委員による内部監査室と連携に基づく当社グループの内部監査の状況確認を通じて、コンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しています。

株主資本等変動計算書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
2022年4月1日残高	4,095	6,981	6,032	13,014	△556	△556	16,553	2	16,555
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	18	18	－	18	－	－	36	－	36
当 期 純 利 益	－	－	－	－	402	402	402	－	402
事業年度中の変動額合計	18	18	－	18	402	402	438	－	438
2023年3月31日残高	4,113	6,999	6,032	13,032	△154	△154	16,992	2	16,994

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。

(2) 収益及び費用の計上基準

経営指導の提供による収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

業務受託報酬は、上場維持に関連する業務（会計監査や株主総会、また東京証券取引所への上場維持による認知度、信用、営業効率等を提供する業務やその他関連する業務）を提供する履行義務を負っており、前年の実際の費用額にマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。

(3) 引当金の計上基準

(ア)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,893百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、関係会社株式評価損が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 8,575百万円

短期金銭債務 4百万円

(2) 保証債務

連結子会社である株式会社ネットプロテクションズの借入金（運転資金）に対して債務保証を行っております（借入残高5,000百万円）。また、同社の金融機関とのコミットメントライン契約による借入に対して、債務保証（極度額7,000百万円、借入残高3,000百万円）を行っています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 659百万円

営業費用 52百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益 59百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 96,825,287株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未確定債務 0百万円

賞与引当金 0百万円

株式報酬費用 2百万円

事業税 12百万円

繰越欠損金 105百万円

繰延税金資産小計 121百万円

評価性引当金 △2百万円

繰延税金資産合計 119百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有（被所有） 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株式会社ネットプロテクションズ	所有 100.00%	資金の貸付及び 返済	資金の貸付	11,500	短期貸付金	8,500
				資金の返済	3,000		
				利息の受取 (注1)	59	－	－
			債務保証	債務保証 (注2,3)	12,000	－	－
			経営指導契約の 締結 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注4)	222	売掛金	21
			上場維持業務委 託契約の締結	業務委託収 入の受取 (注4)	437	売掛金	53
			業務委託	業務委託費 の支払 (注4)	26	未払金	2
			社員の出向	出向負担金 の支払 (注5)	25	未払金	2

(注1) 借入及び貸付利率は市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 借入金5,000百万円に対して債務保証を行っています。

(注3) コミットメントライン契約による借入に対して、債務保証（極度額7,000百万円、借入残高3,000百万円）を行っています。

(注4) 業務内容を勘案して協議の上決定しています。

(注5) 当社への出向者の人件費を勘案して決定しています。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	175円49銭
1 株当たり当期純利益	4円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、【1.重要な会計方針に係る事項に関する注記】における「（2）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. その他の注記

計算書類の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しています。